

桜美林論考

The Journal of J. F. Oberlin University

法・政治・社会

Law, Political Science and Sociology

2019 年 3 月

March 2019

桜美林大学 法学・政治学系

J. F. Oberlin University Division of Law and Political Science

基礎情報学に基づく「拡大抑止」試論

Essay on Reinterpretation of Extended Deterrence
by Fundamental Informatics

加藤 朗

KATO, Akira

キーワード: 拡大抑止 基礎情報学 同盟の信頼性 拡大抑止の信憑性

Key Word: extended deterrence, fundamental informatics, reliability of alliance, credibility of extended deterrence

はじめに

〈問題設定〉

本論の目的は、伝統的な現実主義国際政治論に基づく拡大抑止論を基礎情報学に基づいて解釈し直し、拡大抑止とは何かを基礎情報学の視点から明らかにすることにある。

〈問題意識〉

日本では、2009年のオバマ政権以降、拡大抑止いわゆる核の傘の議論が活発になってきた¹。核なき世界を標榜するオバマ政権がはたして日本に核の傘を差し掛けてくれるのか、拡大抑止の信憑性が揺らぎ始めた。2010年には経済的にも軍事的にも日本を圧倒し始めた中国との間で尖閣問題をめぐって緊張が高まった。そして、何よりもミサイル実験や核実験を加速させる北朝鮮の核兵器が脅威として現前化し始めた。こうした新たな安全保障環境への対応策の一つとして、民主党政権下で策定された22大綱でも拡大抑止の強化が求められたのである²。次いで2012年の安倍政権誕生後は「国家安全保障戦略」が策定され、さらに拡大抑止の強化が叫ばれるようになった（「国家安全保障戦略」13）³。一方で、拡大抑止が人口に膾炙すればするほど、拡大抑止とは何かが曖昧になっていく。拡大抑止とはいったい何か。

〈分析枠組〉

結論から言えば、現実主義国際政治論では、拡大抑止の本質は抑止ではなく抑止提供国Aと抑止受領国Bの同盟関係にある。抑止が有効かどうかという問題ではなく抑止提供国Aの拡大抑止能力は所与の前提として、抑止提供国Aに抑止を提供する意志があるか、他方抑止受領国Bは抑止を提供してもらえるかどうかの問題だからである。つまり拡大抑止は同盟関係の問題であり、したがって拡大抑止の本質はいわゆる「巻き込まれ」と「見捨てられ」の同盟のジレンマに還元できる。現実主義理論では、野口和彦の論考が明らかにしているように、同盟国間の利害関係から同盟のジレンマをいかに解消すべきかに焦点が当てられる。それは具体的には抑止受領国Bが功利主義的判断に基づき「巻き込まれ」と「見捨てられ」の利害得失の均衡点を求める作業である。しかし、いかに功利主義的に判断しようとも、所詮、判断は判断であり主観にすぎない。ツキジデスの昔から今日に至るまで同盟のジレンマに客観的、合理的な解はない。

他方、基礎情報学に基づけば、同盟のジレンマの存在こそが拡大抑止の本質である。ジレンマがあるからこそ拡大抑止が有効なのである。言い換えるなら、同盟のジレンマの状況こそが拡大抑止の信憑性を高める。同盟の維持には、同盟国間だけではなく、抑止対象国Cを含めて絶え間ない情報のやり取り、コミュニケーションを繰り返すことが必要と

なる。同盟のジレンマが抱える不可測性、不確実性の縮減を求める抑止提供国Aと抑止受領国Bそして拡大抑止の信憑性を認識・評価する抑止対象国Cの間の絶えまないコミュニケーションこそが拡大抑止の秩序を生み出すのである。

本論では安全保障のすべてを情報に還元する基礎情報学に基づいて拡大抑止を検討する。

1. 現実主義理論に基づく拡大抑止

以下では、日米同盟と中国および北朝鮮の関係を念頭に置きながら、野口の論考を参考に、現実主義理論では拡大抑止の本質が抑止論ではなく同盟論⁴であることを明らかにする。

(1) 拡大抑止とは何か。

〈拡大抑止の定義〉

拡大抑止の研究者であるポール・ハース (Paul Huth) は拡大抑止を「(防御側の) 政策決定者が (攻撃側の) 他国に軍事的報復の脅しをかけて、防御側の同盟国への軍事力の行使を防ぐ試み」⁵と定義している。

拡大抑止が成功するためには、「(攻撃側の) 他国に軍事的報復の脅し」をいかに信じ込ませ、「防御側の同盟国への軍事力の行使」を思いとどまらせるかにかかっている。この報復の信憑性は、(防御側の) 「政策決定者が (攻撃側の) 他国に軍事的報復の脅しをかける」能力があることを所与の前提として、「同盟国への軍事力の行使を防ぐ試み」が抑止提供国の国益にかなうか、どうかにかかっている。言い換えるなら、「同盟国」(抑止受領国B) は抑止提供国Aに、「同盟国への軍事力の行使を防ぐ試み」が、いかに抑止提供国Aの国益にかなうかを、納得させなければならない。つまり拡大抑止の信憑性は、抑止提供国Aとその同盟国(抑止受領国B)との利害関係(国益)に根差した同盟関係にある。同盟の利害関係が拡大抑止の本質という意味で、現実主義理論における拡大抑止は、本質的には二国間の直接的な恐怖に基づく心理的相互作用である一般抑止とは似て非なるものである。

また、ハースの定義では、軍事的報復能力に通常兵器、核兵器の区別はない。軍事的報復に核兵器を使用するか否かは、「(防御側の) 政策決定者」の軍事的報復の信憑性を高める、あるいは逆に弱める要因の一つとなると考えられる。なぜなら核兵器の使用は、自らの生存を賭けることになるからである。したがって、拡大抑止で通常兵器による通常拡大抑止か核兵器をも使用する核拡大抑止かは分けて議論する必要がある。実際、拡大抑止が議論となったのは、1980年代のNATOでも2000年代の日本においても核脅威に対処するという核拡大抑止いわゆる「核の傘」の文脈からである。したがって本論でも、核の拡大抑止を前提として議論を進める。

〈拡大抑止の構造〉

前述のハースの定義に基づけば、拡大抑止は抑止提供国A、抑止受領国B、抑止対象国Cの三つの主体から構成される。三者の基本的関係は、抑止提供国Aと抑止受領国Bが同盟関係、抑止提供国Aと抑止対象国Cおよび抑止受領国Bと抑止対象国Cが敵対関係である。

抑止提供国Aと抑止対象国Cが、抑止受領国Bと抑止対象国Cの敵対関係以上に敵対関係であれば ($A \times C > B \times C$)、抑止提供国Aと抑止対象国Cとの間には二国間の一般抑止構造が生まれ、抑止受領国Bは抑止提供国Aに見捨てられる恐れもなく抑止の恩恵を受ける。ただし、抑止提供国Aと抑止対象国C両国の紛争に巻き込まれる恐れは常にある。冷戦時代の日米同盟とソ連との関係が典型である。日本はアメリカの対ソ核抑止の恩恵を受けてはいたが、一方で米ソ戦争に巻き込まれる恐れは常にあった。

しかし、抑止提供国Aと抑止受領国Bが同盟関係かつ抑止受領国Bと抑止対象国Cが敵対関係だからといって、抑止受領国Bと抑止対象国Cが敵対関係であるのと同程度に抑止提供国Aと抑止対象国Cが敵対関係である、とは限らない。抑止受領国Bと抑止対象国Cの敵対関係ほどには抑止提供国Aと抑止対象国Cは敵対関係ではない ($A \times C \leq B \times C$) 場合もある。極論すれば、たとえば抑止提供国Aが自国の国益を優先して抑止対象国Cとの敵対関係を放棄すれば ($A \times C \neq B \times C$)、抑止提供国Aと抑止対象国Cとの抑止構造は失われ、同時に抑止対象国Cを共通の敵とする抑止提供国Aと抑止受領国Bとの同盟関係は破綻し、抑止提供国Aの抑止受領国Bに対する拡大抑止は消失する。これが抑止受領国Bが「見捨てられ」の恐怖である。冷戦期後半のINF配備問題をめぐる欧州での拡大抑止の議論や最近の日本における拡大抑止の議論は、まさに米国の同盟政策への欧州や日本の不信、具体的には、アメリカが核戦争の危機を冒してまで同盟国を助けるだろうかという、核抑止に対する本質的な疑問に根差した対米不信に起因する。

言い換えるなら、上記のように、拡大抑止の信憑性は、抑止提供国Aの拡大抑止提供能力(具体的には核による懲罰的抑止能力)を所与の前提として、もっぱら抑止提供国Aと抑止受領国Bの利害関係(国益)に根差した同盟関係の信頼性に左右される。より厳密には、拡大抑止の信憑性は、こうした前提や条件を抑止対象国Cがどのように認識・評価するかにかかっている。たとえば日米同盟の信頼性を北朝鮮がどのように認識・評価するかが、アメリカの拡大抑止の信憑性の独立変数となる。

信憑性とは、物理学や経済学のように数字に還元できる客観的な指標ではなく、また同盟関係の利害得失の比較衡量やゲーム理論のような功利主義的な判断に基づくわけでもなく、あくまでも主観的な認識でしかない。ここに情報学に基づく拡大抑止の議論の余地が生まれる。これについては後述する。

(2) 同盟関係としての拡大抑止

以下では、現実主義理論においては拡大抑止の本質が同盟関係である⁶ことを前提に、同盟論の枠組みから拡大抑止について考察する。

〈拡大抑止の成立条件〉

上記から明らかなように、拡大抑止が成立する条件は、抑止提供国Aと抑止受領国Bとの利害（国益）に根差す同盟関係にある。両国の同盟関係は対等で互恵的な水平的同盟関係ではなく、抑止の提供、抑止の受領、との関係から、抑止提供能力をもつ大国（シニア・パートナー）と自ら抑止力を持たず抑止を受領しかできない小国（ジュニア・パートナー）との間の支配・従属の垂直的同盟関係である。

拡大抑止における垂直的同盟関係の場合、抑止提供国Aは抑止受領国Bの紛争に巻き込まれる脅威がある一方、抑止受領国Bから見捨てられる脅威はない。他方、抑止受領国Bは抑止提供国Aの紛争に巻き込まれる脅威と抑止提供国Aに見捨てられるリスクのいわゆる同盟のジレンマに陥る恐れがある。

抑止受領国Bは、巻き込まれと見捨てられのリスクの間で、巻き込まれた場合と見捨てられた場合の利害得失を比較衡量して、いくつかの同盟戦略をとることができる。

第一は、同盟関係の強化。見捨てられるよりは、巻き込まれる方がまし、との判断から、抑止提供国Aに対する従属関係を強化し、最終的には抑止受領国Bは抑止提供国Aに抱き付くように一蓮托生の関係すなわち自らの国益を全面的に抑止提供国Aの国益に合致させるほどに両国の関係を一体化する。

第二は、同盟関係の解消。巻き込まれるよりは、見捨てられる方がまし、との判断から、抑止提供国Aとの支配・従属関係を解消する。そして自立して拡大抑止に代えて独自の直接抑止を構築する。

第三は、同盟関係の管理。巻き込まれず、見捨てられず、両リスクの利害得失を状況に応じて比較考量し、どちらのリスクにも極力さらされないように両リスクの均衡点を求めて同盟を管理する。

拡大抑止が同盟異関係を前提とする以上、最終的に同盟の解消に向けた第二の戦略はありえない。この戦略は、同盟か自立かという、同盟を前提とする拡大抑止とはまた別の系の戦略である。たとえば対米自立、自主核武装論である。

〈同盟の強化〉

一見すると、第一の同盟の強化戦略が同盟の信頼性を高め拡大抑止の信憑性を高める最善の方法のように抑止受領国Bには思える。しかし、どのように、どれだけ抑止提供国Aとの同盟関係を強化すれば同盟の信頼性が高まり、拡大抑止の信憑性が高まるのか。つまり同盟の強化により抑止提供国Aが軍事的報復の信憑性を高め、より確実に抑止を提供してくれるのか、すべては抑止提供国Aの国益に基づく判断次第である。抑止受領国Bが同盟を強化したからと言って、強化に比例して抑止提供国Aに見捨てられる可能性が低くなるとは限らない。同盟が利害関係（国益）に根差すがゆえに、同盟の信頼性と拡大抑止の信憑性は必ずしも正の相関関係にはない。

また同盟の強化を抑止対象国Cが抑止提供国Aの軍事的報復の信憑性の増大と受け止めるかどうかとも抑止対象国Cの認識・評価次第である。仮に抑止提供国Aの軍事的報復の信

憑性が高まったと抑止対象国Cが認識した場合、抑止対象国Cは抑止提供国Aの軍事的報復に対抗して軍備を増強する可能性がある。その結果、いわゆる安全を求めるがゆえに安全が低下するセキュリティジレンマに陥り、高まるはずの抑止提供国Aの軍事的報復の能力や信憑性が低下する恐れがある。

他方、抑止提供国Aからすれば、同盟関係を強化すればするほど抑止受領国Bと抑止対象国Cとの紛争に巻き込まれる脅威が高まるために、巻き込まれるリスクと抑止提供のメリットを比較考量して、拡大抑止の提供に慎重になる恐れがある。たとえばアメリカが米本土を犠牲にしてまで日本を助けるメリットはないと考えるような場合である。その結果、同盟の信頼性が低下し、抑止提供国Aの軍事的報復の信憑性が損なわれる恐れがある（野口、176、図3）。逆に抑止対象国Cは、軍事的報復をさせないように抑止提供国Aと抑止受領国Bの同盟関係を弱体化させようとするだろう。また抑止対象国Cに抑止提供国Aの軍事的報復の信憑性を信じさせるために、同盟関係を強化しても、それに比例して同盟関係の信頼性が高まるわけではない。前述のように、同盟関係の強化が同盟関係の信頼性を高めるとするのは、あくまでも抑止受領国Bの主観でしかないからである。たとえば経済や安全保障等で日米同盟を強化すれば日米同盟の信頼性が高まると日本が期待したとしても、日中間の紛争である尖閣問題の防衛をめぐる日米間で見捨てられのリスクと抱き付かれのリスクが交錯し、日米同盟の信頼性に疑念が生じるのは、その典型である⁷。

〈同盟の管理〉

結局のところ、第三の戦略が最も現実的な戦略である。つまり、抑止受領国Bは、巻き込まれない程度に弱く、見捨てられない程度に強い状態に常に同盟を管理するのである。これは、同盟が維持されている以上当然であり、言い換えるなら同盟のジレンマが常態化した状態である。というのも一見最善のように思える抑止受領国Bの同盟強化戦略は、上述したように抑止提供国Aに、巻き込まれ、抱き付かれの脅威を生じさせ、同盟よりも国益優先の判断から抑止提供国Aが抑止受領国Bを見捨て、最終的に同盟が破たんする恐れがあるからである。言い換えるなら同盟が維持されている間は、巻き込まれず、見捨てられず、どちらの脅威にもさらされないように抑止受領国Bが、多くの場合対抑止提供国Aの国益に配慮して（言いなりになって）、同盟の管理に成功しているということになる。より正確に言えば、成功しているように見える、あるいは思えるという主観でしかない。

しかし、同盟の管理に成功しているように思えるからと言って、同盟関係の維持が抑止提供国Aの軍事的報復の信憑性を確実に保証するわけではない。国際関係の変化に伴い抑止提供国Aが同盟よりも国益を優先し抑止受領国Bを突然見捨てる恐れは常に在る。また抑止提供国Aの政策決定者が倫理的動機や核戦争の恐怖から核による軍事的報復をためらうかもしれない。他方、抑止提供国Aと抑止受領国Bの同盟関係が維持されている以上、仮に核でなくても抑止対象国Cは軍事的報復の信憑性はないと確信できない。結局、同盟関係の信頼性も軍事的報復の信憑性もすべて抑止提供国A、抑止受領国Bそして抑止対象国Cの間の主観にしか過ぎず、拡大抑止を客観的に保証するものは何もない。

以上のように、現実主義理論では拡大抑止の本質は、抑止提供国Aと抑止受領国Bの同盟関係にあり、日本の「国家安全保障戦略」に見られるように⁸、同盟関係の信頼性の向上こそが軍事的報復の信憑性を高めると考えられてきた。しかし、同盟関係の信頼性を向上させる同盟の強化戦略は、上記のように同盟国各国の国益の違いによって、かえって同盟の信頼性を損なう恐れがある。現実には第三の戦略で抑止提供国Aと抑止受領国Bの同盟関係の信頼性を曖昧にすることこそが、つまり同盟のジレンマを維持することがかえって抑止提供国Aの抑止対象国Cに対する軍事的報復の信憑性を高める結果になる。

現実主義理論では合理的判断に基づき巻き込まれと見捨てられの利害得失の均衡点を見出そうとしてきた。しかし、実際には同盟のジレンマから生ずる同盟の信頼性の不確実性こそが、軍事的報復の信憑性すなわち拡大抑止の信憑性を高めるということになる。同盟の信頼性の不確実性とは、結局のところ主観の問題であり、客観性、合理性、功利主義に基づく現実主義理論は拡大抑止について何も論証していないことになる。

2. 基礎情報学から見た拡大抑止

信頼性や信憑性に象徴されるように、拡大抑止は、結局のところ、主観の世界でしか成立しない議論である。そこで本論では、西垣通が主張する基礎情報学の視点から、拡大抑止を情報の相互作用として解釈し直す。

(1) 基礎情報学の要点

拡大抑止の議論に入る前に、分析の枠組みとなる基礎情報学について概説しておく。

〈情報伝達の不可能性〉

西垣通の基礎情報学の要点は、自己組織的システム論 (APS: Autopoiesis System) に基づく生命作用としての情報とその伝達不可能性である。西垣は、情報を「それによって生物がパターンをつくりだすパターン」(西垣027)、と定義する。情報は生命情報 (遺伝子情報、神経情報等やそれらに基づく喜怒哀楽・恐怖などの感情) として生命作用により生物がつくりだすのである。情報は生物が生命作用によってつくりだすがゆえに他者に伝達できない。たとえばヒトにおいて情報は、情報の送り手が言語や記号、信号などの担架体(シニフィアン)によって、意味(シニフィエ)(仮にXとする)を情報の受け手に伝達されるのではない。言語や記号、信号の刺激を受けて情報の受け手が自らの生命作用として意味(仮にX'とする)をつくりだすのである。

一般的に社会におけるコミュニケーションとはXとX'が一致していることが暗黙の前提になっている。しかし、厳密な意味において、XとX'が一致していることを誰も実証する術はない。だからこそオートポイエーシス理論に基づいてコミュニケーション論を展開する社会学者ニクラス・ルーマンの主張のように、XとX'の相違によって生ずるヒトの生命作用の不可測性(たとえば予想に反して怒られた)や人の社会行動の不確実性(たとえ

ば規則が理解されず規則違反を犯す)を縮減するために、情報の送り手と受け手はコミュニケーションすなわち情報の相互作用を繰り返さざるを得ない⁹。この生命情報の相互作用の過程から生命主体間で、不可測性や不確実性を縮減するために最大公約数的な情報の意味を定義する共通主観¹⁰が構成される。ヒトの社会において構成される共通主観を西垣は、「ヒトの社会において多様な伝播メディアを介して流通する情報を『社会情報 (social information) 』』と定義する。この社会情報は、文字、記号、映像、音声等のメディアによって伝達、記録される。規範に関わる社会情報は、たとえば規則や法律のように文字言語により記録される。

〈情報の相互作用〉

西垣の基礎情報学では情報の相互作用の具体的なプロセスについては言及がないが、情報の相互作用は主体を取り巻く場を介して行われると考えられる。場は、物質・エネルギーからなるモノ (いわばハード) と情報からなるコト (いわばソフト) からなる世界である。吉田民人の社会情報学¹¹を参考にすれば、モノの世界には、最基底にはいわば神が創った物質・エネルギー法則 (コト) が支配する「神工」的自然世界 (モノ) があり、その上に生物が生命情報 (コト) に基づいて創った自己組織的生物世界 (モノ) があり、最上層に人が社会情報 (コト) に基づいて創ったすべての人工物からなる人工的世界 (モノ) がある。本論では、モノからなる世界をハードワールド、コトからなる世界をソフトワールドと呼ぶことにする。

情報の相互作用は、これらモノ、コトからなる場を介して行われる。たとえばA、B両主体はメディアを介して直接的にコミュニケーションをするのではなく、メディアが伝えた情報によって変化した場のモノ、コトの世界を介して間接的にコミュニケーションを行う。A主体はモノ、コトからなる自らの内的世界や自らを取り巻く外的世界を認識・評価そして表現 (情報の創造) する。B主体はA主体の表現による自らの内的外的世界のモノ、コトの変化を認識・評価・表現する。そして再びB主体の表現による内的外的世界のモノ、コトの変化をA主体が認識・評価・表現する。さらにモノ、コトについての共通主観 (言語・記号等の共通の意味、共通の価値や規範) がAとBの間に生まれるまで、この相互作用が繰り返される¹²。共通主観が生まれたとき、情報が伝達したとみなされ、不可測性や不確実性が縮減され秩序が形成される。

〈価値と評価〉

「情報の本質には『生命体にとっての価値』が関わっており、これを生み出す意味作用の全体こそが、情報を物質やエネルギーから峻別する最重要点なのである。特にこの生命的な『意味=価値』が、ヒトにとって社会的な文脈のなかでどのように解釈され伝達共有されていくか」が重要 (西垣 030) と西垣がいうように、たとえばB主体がどのようにA主体の情報を評価するかは、「情報の本質には『生命体にとっての価値』が関わって」いる限り、A主体にはわからない。B主体の表現を認識し、それに反応してA主体は自らの生命作用として情報を生み出し、B主体に表現する。では「生命体にとっての価値」とは何か。

本論では、西垣の基礎情報学を参考に、生命体にとっての価値を、モノ的価値とコト的価値に大別する。

前者のモノ的価値とは、情報すなわち価値を生み出すモノとしての生命体の生存を判断基準（すなわち生命体の生存にとって良いか悪いか）として、モノとしての自然世界（生命体の内的、外的物質的自然環境）およびモノとしての人工的世界（あらゆる人工物がつくりだす物質的環境）におけるモノが生命体に与える生命的作用である。他方、後者のコト的価値とは、モノとしての生命体のアイデンティティを判断基準（すなわち自分は他者とは異なるという差異に基づく自己承認）として、コトとしての自然世界（人でいえば自我のような生命体の心的世界）およびコトとしての人工的世界（政治、経済、文化等の社会情報がつくりだす世界）におけるコトが生命体に与える生命的作用である。

本論では暫定的に¹³、モノとしての生命体の生存を最重要の生存価値とする。生命体が生存しなければ、モノ、コトを生み出すことはないからである。生存を前提にした上でモノとしての人工的世界を自らの生存にとってよりよくする価値を配分価値、コトとしての人工的世界を自らの生存にとってよりよくする価値を承認価値とする。これらの三つの価値は、ホブズが人々の争いの目的として挙げた三つの価値、すなわち安全、利得、評判（ホブズ 1-210）に対応する。人はこれら三つの価値すなわち生存価値、配分価値そして承認価値の三つの価値に基づいて情報を認識・評価・表現するとの政治学の仮説¹⁴を情報学に外挿し、まず一般抑止について検証し、次いで拡大抑止について考察する。

(2) 基礎情報学に基づく一般抑止

〈情報による一般抑止〉

一般抑止における主体すなわち抑止する主体と抑止される主体は、基本的には最終判断（認識・評価・表現）を下す権限をもった一人の政策決定者である。政策決定者を取り巻く世界には、物質・エネルギーからなるモノ的世界（ハードワールド）と情報からなるコト的世界（ソフトワールド）がある。モノ的世界とは、前述のように、自然（「神工」）世界、生物世界そして人工世界からなる。抑止に関わるモノ的世界とは具体的には以下ようになる。自然世界はたとえば地形、気候、鉱物資源やエネルギー資源等からなる地政学的条件がつくりだす世界、生物世界は畜産物、農林水産物等ヒトの生命を支える生物的条件を作り出す世界そして人工世界では人間が造りだした武器、兵器を作り出す世界である。他方、抑止に関わるコト的世界とは人間が社会情報に基づいて作り出す世界であり、戦術、戦略、政治思想、宗教などの思想、軍事や政治、社会の体制や組織などの共通主観がつくりだす世界である。モノ的世界とコト的世界は、安全保障において脅威を形成する能力と意図に対応する。したがって抑止は、モノ的世界の能力（ハードパワー）とコト的世界の意図（ソフトパワー）によって構築される。

〈モノ的世界における抑止〉

モノ的世界における抑止とは、兵力、兵器など軍事能力を誇示して、彼に生命情報（恐怖）

に基づき行動を自制させることである。具体的には兵士の士気、兵器の量や質（性能）を実験や軍事演習等で誇示することで、彼に我の軍事能力（ハードパワー）を表現する。その軍事能力に関する表現を彼が認識・評価する。評価の判断基準は、上記の生存価値、配分価値、承認価値に基づいて行われる。そして判断に基づいて、彼が我に、兵器の実験や軍事演習等の表現によって応答する。どのように彼が我の軍事能力を評価したかは、彼の応答から我が認識し、上記の三つの価値によって評価し、さらにそれにモノによる表現を通じて応答する。

たとえば、我の表現に彼が何も応答しなければ、我は彼の軍事的対応を抑止できたと評価（推測）する。逆に、我の表現に彼が軍事力増強で応答したとする。その応答を我が認識し、我の状況が不利になったと評価し、さらなる軍事力の増強で応答する。それに対して彼がさらなる軍事力の増強で応答する。いわゆるセキュリティジレンマの状況に陥る。このように抑止であれセキュリティジレンマであれ、それは決して兵器そのものの質・量が問題なのではない。兵士の士気・数、兵器の質・量などの軍事能力に関わる情報を彼我の政策決定者がどのように認識・評価するかが問題なのである。つまり彼我は兵士や兵器というモノを媒介にしてコミュニケーションを行い、その情報の相互作用が彼我それぞれの評価に基づいてモノによる表現を通じて応答し、抑止やセキュリティジレンマの状態をもたらすのである。

〈コト的世界における抑止〉

他方、コト的世界における抑止とは、声明、軍事戦略、同盟戦略、戦史等を通じて我の抑止の意図（ソフトパワー）を彼に表現し、また彼我の共通主観としての国際法、倫理、条約等の社会情報に基づいて、彼に行動を自制させること。具体的には、全面核報復戦略や柔軟反応戦略等の軍事戦略、NATOや日米同盟等の同盟戦略そして我の軍隊の歴史、大戦の経験など戦史を表現し、あるいは対人地雷禁止条約、核兵器禁止条約、国際人道法、国際人権法などの共通の規範の構築、共有によって軍事行動を抑止する。彼がはたして我の意図をどのように評価しているか、社会情報を共有しているかはいずれも、たとえば軍事的対応を自制する、逆に敵対的言辞や声明を発するなど彼の対応から推測するだけである。そして我は、彼の応答を認識・評価し、再び彼に抑止の意図を声明、軍事戦略、同盟戦略等の表現で応答する。このようにコトを媒介にしてコミュニケーションを行い、その情報の相互作用が彼我それぞれの評価に基づいてコトによる表現を通じて応答し、抑止やセキュリティジレンマの状態をもたらすのである。

以上のようにモノ、コトの両世界における情報があいまって、生命作用に基づき彼我の政策決定者や国民一人一人の内面に恐怖の心的情報が、そして社会に共通主観として抑止という社会情報が構築される。情報は生命作用に基づいて構築されるがゆえに、上述したように、相手の意図が理解できないために、常に情報の相互作用が行われる。そして情報は彼我の行動の不可測性、不確実性を縮減するために、彼我の対立関係が解消されるまで永遠に繰り返される。この彼我の行動の不可測性、不確実性が縮減していく状態、あるいは

は縮減が固定化された状態が抑止とよばれる状態であり、逆に社会構成的に社会情報としての抑止という概念が彼我の行動の不可測性、不確実性が縮減していく状態を生みだす。

半世紀も前に高坂正堯は、一般抑止を「当事者間の利害の対立と同時に、お互いに破滅を避けるという共通の利益の存在とを前提にしてなされる取引＝交渉行為である」（高坂、11）とみなしていた。であるがゆえに「抑止の理論は「暴力の効果的な適用」の問題ではなく、脅威を用いることを通じて「自己の行動と他者の行動を条件づけていく」ことに関するものである」（高坂、11）。つまり一般抑止は「取引＝交渉」による「条件付け」である。これはまさしく「取引＝交渉」という情報の相互作用による「条件付け」すなわち彼我の行動の不可測性、不確実性の縮減である。

たとえば冷戦時代における米ソの核をめぐる情報の相互作用は、キューバ危機までは互いに核ミサイルの開発や一方的な声明によるモノ、コトの世界を介した情報の相互作用を繰り返し、彼我の行動の不可測性、不確実性の縮減を求めた。しかし、大量報復、制限戦争、柔軟反応戦略など抑止の概念や抑止理論が混乱し、朝鮮戦争もベトナム戦争も抑止できないまま、キューバ危機が起こった。人類的な恐怖をもたらしたキューバ危機を契機に米ソの最高首脳同士の直接の情報の相互作用により米ソの行動の不可測性、不確実性が縮減できるようホットラインが設置された。その後の米ソの情報の相互作用により、米ソの行動の不可測性、不確実性を縮減する抑止の共通主観が形成され、核実験禁止条約、NPT条約、SALT条約などとして社会情報が言語化、記録された。そしてアメリカ側はMAD体制が構築されたと判断した。しかし、ソ連が同様にMAD体制が構築されたと認識していたかどうかは不明だが、MADの概念が彼我の行動の不可測性、不確実性を縮減させ、冷戦という秩序が形成された。

(3) 情報学に基づく拡大抑止

情報学から見た拡大抑止とは、抑止提供国A、抑止受領国Bそして抑止対象国Cの三者間で行われる情報の相互作用に基づく秩序である。以下ではまず基礎情報学から見た同盟とは何か、同盟の信頼性とは何かを概念化し、抑止提供国Aと抑止受領国Bの情報の相互作用が同盟の信頼性を曖昧にすることにより拡大抑止の信憑性が高まり、抑止対象国Cの行動の不可測性、不確実性が縮減し、三者間に拡大抑止の秩序が形成されるとの命題を論証する。

ア) 基礎情報学に基づく同盟とは

基礎情報学から見た同盟とはどのように概念化できるだろうか。コト的世界(ソフトウェア)とモノ的世界(ハードワールド)とに分けて基礎情報学に基づく同盟の概念について説明する。

〈モノ的世界における同盟〉

モノ的世界(ハードワールド)における同盟とは、たとえば兵器体系や情報通信網を共

有化、軍事基地を提供、共有化などハードパワーに基づく国家間関係である。兵器体系の共有化は、何よりも軍事同盟としての根幹をなす。たとえばNATO弾のような銃弾の口径の共通化は、銃弾のみならず銃器の共通化をも促し、銃弾、銃器の製造のための工場の連携も深め、同盟諸国間の軍事的紐帯を強固にする。あるいはF35戦闘機のように、同盟国間で分業により製造した兵器では、製造段階だけではなく、製造後の改修、修理、補給等で同盟国の間で部品のサプライチェーンを構築し、また修理拠点を各国に分散配置する必要があり、同盟関係の紐帯は一層強化される。

情報通信網の共有化は、兵器体系の一体化とともに、同盟関係を強固にする。たとえば日英などの戦闘機や艦船などは米国の戦術用ネットワークのリンク16でつながれているが、これは同盟国として戦術を共有することを前提にしており、米軍と一体化した軍事態勢をとることになる。相互運用性 (interoperability) に基づき軍事情報通信網の共有化が進めば、たとえば日本のような情報小国は情報大国の米国の軍事情報通信網なしには軍事態勢が機能しなくなるほど、垂直的の同盟関係は強化される。

軍事基地の提供、共有化は目に見える同盟関係である。基地を提供する側は、同盟関係を維持、強化する、時には同盟国をつなぎとめる手段として、他方基地を提供される側は、同盟関係の証として、それぞれ基地を利用し、同盟の信頼性を高める。しかし、普天間基地や辺野古の基地建設問題のように基地の存在が同盟の信頼性を低下させる場合もある。

〈コト的世界における同盟〉

コト的世界 (ソフトワールド) における同盟は、首脳から政府、民間等のあらゆるレベルそして安全保障、経済、文化等のあらゆる分野の情報の相互作用を通じてソフトパワーとして形成される。同盟諸国は個々の価値を相互に発信し、情報の相互作用により共通の価値観を形成、共有し、その価値観に基づいて同盟条約が締結され、同盟条約に基づいて同盟国間で個々の具体的な制度や組織が形成され、同盟国の行動を一定の方向へと収斂させ、行動の不可測性、不確実性を縮減させていく。こうしてコト的世界におけるソフトパワーとしての同盟関係が構築される。

たとえば日米安保条約体制である。日米安保条約の前文は、「平和と友好の関係の強化」を目標とし、「民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護」の価値観を共有し、経済分野においては「経済的協力を促進」し、安全保障分野においては「極東における国際的平和及び安全の維持に共通の関心を有する」と日米両国の同盟としての行動の方針を示している。

そしてこの方針に沿って、これまで日米間では防衛省と国防省、外務省と国務省等政府機関だけでなく、大学、研究機関などの民間レベルでの人的交流など通じて膨大な量の情報の相互作用を繰り返してきた。たとえば日米安保体制を制度的、組織的に支える「ジャパン・ハンドラー」、「アライアンス・ハンズ」とよばれる一群の研究者、政治家等からなる「軍産政官学複合体」である。アメリカ側ではリチャード・アーミテージ前国務副長官、ジョセフ・ナイ元国防次官を議長とし、これまでも4回の政策提言の報告書を発表し¹⁵、日米の安

全保障政策に大きな影響を与えている。この「日米安保村」と平和主義者からは揶揄される¹⁶「軍産政官学複合体」による情報の相互作用の結果、ソフトパワーとしての日米同盟間の信頼性が高まったとみなされてきたのである。

イ) 基礎情報学に基づく拡大抑止

〈拡大抑止の構図〉

基礎情報学に基づく拡大抑止は、コト的世界における抑止提供国Aの抑止意図（ソフトパワー）とモノ的世界における抑止提供国Aの抑止受領国Bへの拡大抑止能力（ハードパワー）とが基本となる。ただし、モノ的世界における抑止提供国Aのハードパワーとしての拡大抑止能力は所与の前提である。一方抑止対象国Cも抑止提供国Aに兵力、兵器などハードパワーとしての拡大抑止能力があることについて疑問はないことが前提である。

したがって拡大抑止の要点は、コト的世界において抑止提供国Aおよび、とりわけ抑止受領国Bが抑止提供国Aの拡大抑止の信憑性を抑止対象国Cにどのように認識・評価させるかにかかっている。つまり利害関係を含む共通の価値観や規範などに基づく抑止提供国Aと抑止受領国Bの同盟の信頼性を抑止対象国Cがどのように認識・評価するかが、拡大抑止の信憑性を決定する。

拡大抑止の問題は、抑止提供国Aと抑止受領国B間の抑止のジレンマにある。同盟を強化すれば、抑止提供国Aも抑止受領国Bも望まぬ相手の紛争に巻き込まれる恐れがある。一方で抑止受領国Bは抑止提供国Aから見捨てられる恐れは常にある。前述したように従来の現実主義理論では合理的判断に基づき巻き込まれと見捨てられの利害得失の均衡点を見出そうとしてきた。しかし、現実には合理的に判断することは難しい。なぜなら、最終的には政策決定者の合理的判断ではなく基礎情報学で言う生命作用としての心的情報すなわち主観に基づき判断されるからである。実際、1971年7月米国ニクソン大統領は日本の頭越しに突然訪中を発表し、日本はまさに見捨てられたことがある。日米同盟において常に見捨てられの危険性があることは、いわゆる「朝海の悪夢」¹⁷として有名である。

この同盟のジレンマを解消しようと、抑止提供国Aも、とりわけ見捨てられのリスクがある抑止受領国Bは見捨てられないように同盟を強化する一方で、抑止提供国Aの紛争に巻き込まれないように抑止提供国Aとの間に距離をとろうとする。抑止提供国Aも抑止受領国Bの紛争に巻き込まれないように一定の距離をとる。抑止提供国Aと抑止受領国Bは相互につかず離れず微妙な距離をとりながら同盟を維持する。同盟の信頼性は、同盟が維持されている程度には信頼性はあるが、はたして抑止提供国Aが自国の国益を損なってまで、抑止受領国Bの最高緊急事態に拡大抑止能力を発揮するほどに信頼性があるかはまったく不確実である。

翻って、この同盟の信頼性の不確実性こそが、抑止対象国Cに対する拡大抑止の信憑性を担保している。なぜなら同盟の信頼性が不確実であるがゆえに、抑止提供国Aが拡大抑止能力を発揮するかもしれない以上、抑止対象国Cは行動を抑制せざるを得ないからであ

る。もちろん逆に発揮しないと認識・評価する可能性はある。そうならないように、情報の相互作用を繰り返し、抑止対象国Cの行動の不可測性・不確実性を縮減しなければならない。こうして抑止提供国A、抑止受領国Bそして抑止対象国Cの三者間で交わされる、同盟の信頼性と拡大抑止の信憑性という二つの情報の相互作用の無限の繰り返しが三者の行動の不可測性・不確実性を縮減し、拡大抑止に基づく秩序が形成される。前述の一般抑止が「取引＝交渉」による「条件付け」であるのと同様に、拡大抑止もまた、「取引＝交渉」という情報の相互作用による「条件付け」にほかならない。

〈同盟の信頼性とは何か〉

拡大抑止における同盟の信頼性とは、最低限同盟の維持である。同盟を維持するために抑止受領国Bは抑止提供国Aとの情報の相互作用による巻き込まれと見捨てられのリスクの管理をしなければならない。情報の相互作用に基づく同盟の維持には次のような方法がある。

第一に、同盟の状況レベルにおいて、同盟の利害関係および価値観、規範が一致していることを抑止対象国Cだけでなく抑止提供国Aにも繰り返し情報を発信し、認識させる。たとえば尖閣諸島を防衛することは、「両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有する」安保条約を護ることであり、また日本を含め他のアメリカの同盟国に対し対米同盟の信頼性を高め安心を与えるという米国の戦略的利益や中国の「接近阻止・領域拒否」(A2AD:Anti-Access/Area Denial)に対抗し対中防衛線を維持するというアメリカの軍事的利益にもかなうことを、北朝鮮や中国だけでなくアメリカにも繰り返し情報を発信し、認識させることである。

第二に、同盟の制度レベルにおいて、政治、経済、社会体制など同盟の体制が一致していることを抑止対象国Cだけでなく抑止提供国Aにも情報を発信し、認識させる。たとえば日米同盟においては政治における民主主義体制、経済における市場主義体制、社会における自由主義体制などが一致していることを抑止対象国Cだけでなくアメリカにも情報を発信するだけでなく、制度を維持し発展させる努力を続ける。

第三に同盟の組織レベルにおいて、組織の人的交流を通じた情報の相互作用があることを抑止対象国Cだけでなく抑止提供国Aにも認識させる。たとえば政府レベルの日米安全保障委員会や自衛隊と米軍、また民間レベルの前述の「日米安保村」などの組織を通じた人的交流を活発化させ、抑止対象国Cのみならずアメリカ世論にも情報を発信する。

以上のような同盟の管理を行ったからといって、拡大抑止の信憑性が高まるかどうかはわからない。拡大抑止の信憑性を認識・評価するのは抑止対象国Cであり、拡大抑止が効いているかどうかは抑止受領国Bが拡大抑止が必要な緊急事態にならないとわからないからである。しかし、同盟の信頼性や拡大抑止の信憑性を常に情報の相互作用によって三者の間で共有することで共通の主観や価値観、規範を作り続け、拡大抑止に基づく秩序の形成が必要である。

おわりに

現実主義理論に基づく拡大抑止は、抑止提供国Aの抑止提供のリスクとメリットそして抑止受領国Bの巻き込まれと見捨てられの両リスクの均衡点を合理的、功利主義的に判断することにあつた。他方、基礎情報学に基づく拡大抑止は、抑止提供国Aと抑止提供国Bそして抑止対象国の間で、三者の行動の不可測性・不確実性を縮減するために無限の情報の相互作用により共通の主観や価値観、規範を作り続けることにある。現実主義論に基づく拡大抑止論も基礎情報学的にはコト的世界の情報であり、この拡大抑止論を発信することもまた基礎情報学に基づく拡大抑止の一環である。基礎情報学に基づく拡大抑止とは、結局のところ情報の相互作用に他ならない。

引用・参考文献

- 加藤朗 (2018) 「基礎情報学による『リヴァイアサン』再読」桜美林大学大学院国際学研究科『国際学研究』第8号
- 高坂正堯 (編集)、桃井真 (編集) (1973) 『多極化時代の戦略〈上〉核理論の史的展開』国際問題研究所
- 土山實男 (2004) 『安全保障の国際政治学』有斐閣
- ニクラス・ルーマン、佐藤勉 (監訳) (1995) 『社会システム論 (上) (下)』恒星社厚生閣
- 西垣通 (2004) 『基礎情報学』NTT出版
- 野口和彦 (2005) 「拡大抑止理論の再構築—信憑性と利害関係の視点から」『東海大学教養学部紀要』第36輯
- 廣瀬和子 (1998) 『国際法社会学の理論』東京大学出版会
- ホップズ (1992) 『リヴァイアサン』岩波文庫
- 吉田民人 (1990) 『情報と自己組織性の理論』東京大学出版会
- Paul K. Huth, *Extended Deterrence and the Prevention of War* (New Haven: Yale University Press, 1988), p.16

注

- 1 朝日新聞にはじめて「拡大抑止」の言葉が表れたのは、1987年8月7日である。日米貿易摩擦が日米同盟に悪影響を与えていた当時の状況を踏まえ、永井陽之助はインタビューで、日米同盟こそが拡大抑止の本質であることを指摘している。「戦後42年間、日本の安全が保障されたのは、狭義の日米両国の防衛力のためというよりは『拡大抑止』、平たく言えば、米国の核の傘に入っていたからです。その意味で、日本の安全保障にとっては日米の政治的友好関係が死活問題なんだ。
- 2 たとえば22大綱の「基本理念」では、「現実には核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していく」。
- 3 「核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために、米国と緊密に連携していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する」。
- 4 同盟の形成と終焉については土山 (土山、第9章、第10章) が詳細に分析している。

- 5 野口も指摘しているが、現実主義理論において拡大抑止論は抑止論ほどに議論されておらず、一般的な定義も無い。これは拡大抑止論の本質が抑止論ではなく、同盟論であることに起因するからであろう。
- 6 野口は、同盟間の利害関係を拡大抑止の独立変数として扱っている。
- 7 第一の同盟戦略については、土山が日本の同盟外交を交えながら、「同盟と三つのジレンマ」(土山310-314)で詳細な分析をしている。
- 8 注3参照。
- 9 ルーマンも西垣も支配・従属の支配関係のホッブズの秩序形成(ホッブズ問題)について明確にしていけないが、相互作用の過程で、情報の意味を定義する者と、その意味を受け入れる者との関係が、社会における支配・従属の関係を生むと思われる。問題は、なぜ情報の定義をする者が生まれるかである。ホッブズ問題は、いまだに未解決である。
- 10 ヒト以外でも社会行動をとる動物は多い。社会行動をとる以上、そこには、たとえば敵やエサなど共通の主観(認識)が構成されていると考えられる。
- 11 吉田は物質・エネルギー法則も情報と捉えている。他方、西垣は情報を生命作用と捉える立場から、物質・エネルギー法則は情報とはみなしていない。とはいえ、生命作用もまた化学作用に還元できるがゆえに分子、原子レベルで物質・エネルギー法則の影響を受ける。ただし生命作用抜きに物質・エネルギー法則は意味をなさないという意味で、物質・エネルギー法則は情報とみなすことはできない。
- 12 ルーマンは主体間の直接的なコミュニケーションを前提にしているが、それは記号や信号が担架体であることを前提にしている。情報は自己組織的に生命作用として生物によって創造されるという基礎情報学に立てば、モノ、コトの世界の変化を媒介とする自己組織的な間接的コミュニケーションこそが主体間のコミュニケーションと考えられる。
- 13 生存よりも自己承認こそ価値があると評価する場合があるので、生存を暫定的に評価の基準にする。
- 14 実際には、個人が何を基準として認識し、評価し行為するかは、情報が生命作用を引き出すかゆえに、他者にも、厳密には自己にも何を基準としているか、そしてどのように評価しているかは生命作用であるがゆえに全くわからない。ただし、『戦史』を翻訳したホッブズも参考にしたであろうツギジデスも「人間やその集団の行動の源泉を、名誉、恐怖、利益に見ていた」(土山、13)のように、三つの配分価値は現実政治学のもっとも基本概念であり、この三つの価値を評価基準にしているとの仮説のゆえに、我々は政治を理解できる。
- 15 第1次(2000年10月)、第2次(07年2月)、第3次(12年8月)、第4次(18年10月)。
- 16 「「日米安保村」、アーミテージ報告とは何なのでしょうか」(日本平和学会HP)
- 17 外交官朝海浩一郎が駐米大使時代、「日本にとって最大の外交的悪夢は何か」と質問され、「日本があずかり知らぬ間に、頭越しに米中両国が手を握る状態が訪れることだ」と答えたといわれる。この発言が外務省内部で「朝海の悪夢」として伝わり、その後ニクソン・ショックで現実となったことで一般にも知られるようになった。